



平成 21 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 メディアエクスチェンジ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 徳田 成美  
(コード番号 3746 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役最高財務責任者 小林 保  
(TEL. 03-4306-6543)

当社普通株主による種類株主総会招集のための  
基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月下旬開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日を、平成 21 年 3 月 31 日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は平成 21 年 3 月 31 日（火曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 3 月 31 日（火曜日）
- (2) 公告日 平成 21 年 3 月 17 日（火曜日）  
(当社ホームページには 3 月 16 日に掲載いたします。)
- (3) 公告方法 電子公告  
<http://www.mex.ad.jp/>
- (4) 開催予定日 平成 21 年 6 月下旬開催予定の本定時株主総会と同じ日

2. 本株主総会の目的等について

当社は、本定時株主総会において、①定款の一部を変更して当社を会社法第 2 条第 13

号に規定する種類株式発行会社とすること、②定款の一部を変更して当社の発行する全ての普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに他の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。また、上記②の定款変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、本定時株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本種類株主総会を併せて開催することとし、本基準日設定公告により、本定時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することを決定いたしました。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日及び場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせします。

以上